

汐見小学校放課後オアシス事業検証委員会設置要綱

平成 20 年 11 月 4 日 20 文教教庶第 1005 号教育長決定

(目的)

第 1 条 平成 18 年 9 月に、汐見小学校で開始した放課後オアシス事業を検証し、評価するため、汐見小学校放課後オアシス運営事業検証委員会（以下「委員会」）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 汐見小学校放課後オアシス事業の現状及び課題について
- (2) 汐見小学校放課後オアシス事業の評価について

(構成)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、教育推進部長の職にある者とし、委員会を総括する。
- 3 副委員長は、男女協働子育て支援部長の職にある者とし、委員長を補佐し、委員長に事故等あるときはその職務を代理する。
- 4 委員は、子育て支援課長、児童青少年課長、庶務課長、汐見小学校長、汐見小学校副校長、汐見小学校 PTA 会長及び汐見小学校 PTA 副会長 2 名とする。

(招集)

第 4 条 委員会は委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外のものに委員会への出席を求め、説明、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、教育推進部庶務課において処理する。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。